令和7年度

平成 26 年度以降に高等学校や高等学校等専攻科へ 入学されたお子様がいる保護者の方へ

高知県高校生等 選学給付金申請の ご案内



返還不要の給付金です。

要件に該当し、受給を希望される方は、提出期限までに申請書を提出してください。

授業料以外の教育費の支援です。

令和2年度から、専攻科の生徒も対象 となりました!

高知県

目 次

奨学給付金について

1	奨字給付金とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	支給対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	支給要件について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	給付金の支給額等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	書類の提出先について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	奨学給付金の受給資格認定や支給について ・・・・・・・・・・・・	4
8	申請にあたっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
盐	是出が必要な書類について	
. / 	活保護における高校生等本人に係る	
		5
	:乗扶助(高等子校等就子員)指置世帯の力・・・・・・・・・・・・・ [府県民税所得割及び市町村民税所得割が	5
		6
	- 森祝 C ある 世帯の力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	O
	ぶよび 264,500 円未満であり扶養する子が 3 人以上いる世帯の方 ・・・・・・	7
حه	るよび 204,300 日本個であり扶養する子が3 人以上いる世帯の方。・・・・・	/
	記入例	
	☑·从中=主妻	0
• 5		• 9
1	(専攻科) 10・	
• 1:	夫養誓約書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
<u>.</u>		
• <u></u> [高校生等奨学給付金 対象確認シート ・・・・・・・・・・・・ 13・	14
	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-
	よくあるお問い合わせ こうしゅう こうしゅう こうしょう	

奨学給付金について

1 奨学給付金とは

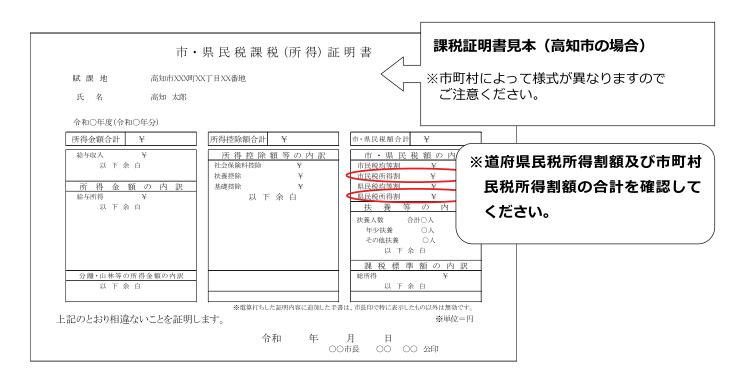
● 奨学給付金は、授業料以外の教育費に対する支援制度です。

高知県では、平成 26 年度以降に高等学校等に入学したお子様のいる生活保護受給(生業扶助(高等学校等就学費)措置)世帯または住民税非課税世帯等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。

- ※高等学校等専攻科の生徒も対象となります。
- 返還不要です。
- 奨学給付金を利用するためには申請が必要です。
- 保護者等の方が高知県外にお住まいの場合、その都道府県の制度が適用されます。

2 支給対象者について

平成 26 年度以降に高等学校等に入学した高校生等が属する、高知県に住所がある世帯で、 生活保護における高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯の方、 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の方などが支給対象と なります。(詳細については2ページで確認ください)



3 支給要件について

令和7年7月1日(基準日)現在で、次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 1 高校生等の保護者等で、高知県内に住所を有していること
- 2 高等学校(全日制・定時制・通信制課程)においては、保護者等全員の令和7年度の 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円) 本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯であること

専攻科においては、保護者等全員の令和7年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)あるいは 105,500円未満、若しくは 264,500円未満かつ扶養する 子が3人以上いる世帯であること

- **3** 次のいずれかに該当すること
 - ア 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者である方
 - イ 高校生等が高等学校等学び直し支援金の対象となる方
 - ウ 高校生等が高等学校等専攻科修学支援金の対象となる方

■注意事項

- ア 上記1、2及び3の「高校生等」には、次の方は含まれません。(給付の対象外となります。)
 - ・特別支援学校の高等部に在学されている方
 - ・児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費 又は特別育成費が措置されている方(母子生活支援施設の高校生等を除く。)
 - ・高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与を受けている方
- イ 上記3 ア の「高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者」とは、高等学校等就 学支援金の支給に関する法律第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者 のことをいいます。(各都道府県の独自の制度に基づく就学支援を受けている方(例えば過去 に国公立私立を問わず高等学校等を卒業又は修了したことがある者)は除きます。)
- ウ 給付の決定にあたっては、就学支援金等の受給資格等を確認します。
- エ 入学以前に高等学校等に在学期間がある方については、奨学給付金の受給回数等を確認させていただくことがあります。
- オ 給付の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。
- カ 保護者等が高知県外に在住の場合は、その都道府県の制度が適用されます。 詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

■基準日について

- ア 7月以降 10 月末日までに入学する高校生等については、基準日をその入学日として読み替えたうえで、上記 1 から 3 の要件に該当する方が対象となります。
- イ 基準日現在、対象高校生等が休学している場合、12 月末までの復学の有無により、受給資格の審査を行います。詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。

4 給付金の支給額等について

	国公立			私立			
世帯区分	全日制定時制	通信制	専攻科	全日制 定時制	通信制	専攻科	
① 生活保護受給(生業扶助 (高等学校等就学費)措 置)世帯	32,	300円		52,0	600円		
② 保護者等全員の道府県民 税所得割及び市町村民税 所得割が非課税である世 帯(①を除く。)	143,700円	50,500円	50,500円	152,000円	52,100円	52,100円	
③ 保護者等全員の道府県民 税所得割及び市町村民税 所得割が105,500円未満 である世帯(②を除く。)			10,100円			10,420円	
④ 保護者等全員の道府県民 税所得割及び市町村民税 所得割が264,500円未満 かつ扶養する子が3人以 上いる世帯 (②および③を除く。)			10,100円			10,420円	

(※対象生徒1人あたり年額)

- ・給付金は年1回の支給で、通算3回(定時制・通信制は4回)を上限に受給できます。
- ・学び直し支援金の対象となる場合、追加で1回(定時制・通信制は2回)まで受給できます。
- ・高等学校等専攻科に在学する生徒については、通算2回を上限に受給できます。

5 申請手続きについて

県への提出期限

● **第1回目: 令和7年8月15日(金)** 《当日消印有効》

● **第 2 回目: 令和 7 年 11 月 1 4 日 (金)** 《当日消印有効》 (最終締切)

高知県内の高等学校等に在学する場合、**学校の指定する締切までに**学校に提出してください。

第2回目提出期限を過ぎた場合、今年度の給付金は支給されません。

6 書類の提出先について

● 高知県内の高等学校等に在学する場合

申請書類等は学校の指定する締切までに、在学する学校へ提出してください。

● 高知県外の高等学校等に在学する場合

申請書類等は郵送等で高知県の下記担当課に提出してください。

国公立の高等学校等	高知県教育委員会(高等学校課)
私立の高等学校等	高知県知事(私学・大学支援課)

7 奨学給付金の受給資格認定や支給について

● 第1回目期限(8月15日)までに提出した方

認定結果通知:令和7年10月頃予定給付金の支給:令和7年10月下旬予定

● 第2回目期限(11月14日)までに提出した方

認定結果通知:令和7年12月頃予定 給付金の支給:令和7年12月下旬予定

● 認定結果通知は、申請者に対して書面で行います。

● 給付金は、申請書に記載した指定口座に年額を一括で振り込みます。

8 申請にあたっての注意事項

● 申請書等の記入について

- ・8~9、12ページ(専攻科の生徒は 10~12ページ)の記入例を参考に、黒のボールペンではっきりと記入してください。(消せるボールペンは決して使用しないでください。)
- ・申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受給した場合は、給付金の 全額を直ちに返還していただくこととなります。

● 給付金の使途について

- ・給付金は、生徒の教育費に使用してください。
- ・学校に納入しなければならない経費に未納がある場合、給付金の一部又は全部が未納金の 納入に充てられることがあります。(残額がある場合、申請者の口座に支給されます。)

提出が必要な書類について

生活保護における高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)

措置世帯の方 (3ページの世帯区分:①)

- (1)~(5)について、全員提出が必要です。
 - (1) 高知県高校生等奨学給付金受給申請書(別記第1号様式)
 - ・黒のボールペンではっきりと記入してください。(記入例:8・9ページ)

(2)住民票

- ・保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、
 - ・「<mark>続柄</mark>」が記載されていること
 - ·「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること
 - ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないこと
- ・発行日が申請日から3か月前までのもの
- (3) 生業扶助(高等学校等就学費) 受給証明書(別記第2号様式)

または 生活保護受給証明書

- ・令和7年7月1日以降に発行されたもの
- ・令和7年7月1日現在の<mark>高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)</mark>の措置状況 が確認できるもの
- ※生活保護受給証明書で確認できない場合は、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 (別記第2号様式)を提出してください。
- ・受給者が全員記載されているもの

(4)在学証明書(別記第3号様式)

・在籍する高等学校等に証明してもらってください。

(5)振込口座の分かるもの(預金通帳の写しなど)

- ・申請書に記載した、申請者本人名義の口座情報の分かるもの
- ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記・カナ表記のいずれも必要)が確認できるように、A4サイズ用紙にコピー等してください。

※令和7年7月1日現在、「生活保護を受給しているが、生業扶助(高等学校等就学費)については措置されていない」という世帯の場合、別途、保護者等全員の課税証明書の提出が必要な場合があります。

この場合で、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に当てはまることが確認できた場合、3ページの「世帯区分」は②となり、6ページに記載されている書類の提出が必要となります。

生活保護受給証明書の発行を受けたら、**「生業扶助(高等学校等就学費)」**の措置状況について 記載されているかどうかご確認ください。

保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

(3ページの世帯区分:②)

● (1) ~ (5) については全員提出が必要です。

(1) 高知県高校生等奨学給付金受給申請書(別記第1号様式)

・黒のボールペンではっきりと記入してください。

(記入例:8・9ページ(専攻科の生徒は10・11ページ))

(2) 住民票

- ・保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、
 - · 「**続柄**」が記載されていること
 - ・「<mark>世帯全員の住民票である</mark>」旨が記載されていること
 - ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないこと
- ・発行日が申請日から3か月前までのもの

(3) 保護者等全員の令和7年度の課税証明書等(令和6年中の所得に基づくもの)

・市町村の窓口で発行される課税証明書等を添付してください。

(4)在学証明書(別記第3号様式)

・在籍する高等学校等に証明してもらってください。

(5)振込口座の分かるもの(預金通帳の写しなど)

- ・申請書に記載した、申請者本人名義の口座情報の分かるもの
- ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記・カナ表記のいずれも必要)が確認できるようにA4サイズ用紙にコピー等してください。

(6)扶養誓約書(別記第4号様式)

次に該当する方は、扶養状況を確認するため、提出が必要です。(記入例 12 ページ) 高知県高校生等奨学給付金受給申請書(別記第1号様式)の裏面【2.保護者等の収入の状況について】(2)⑤又は⑥に該当する方(専攻科生徒は、【2.生計維持者の収入の状況について】(1)③又は④に該当する方)

※ただし、高知県高校生等奨学給付金受給申請書(別記第1号様式)の裏面【2.保護者等の収入の状況について】(2)⑤に該当する方のうち、生徒が在学中に成人したことにより、18歳となる日の前日において親権者であった方については、提出不要です。

専攻科生徒で、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 105,500 円未満である世帯および 264,500 円未満かつ扶養する子が 3 人 以上いる世帯 (3ページの世帯区分: ③または④)

- (1) ~ (5) については全員提出が必要です。
 - (1) 高知県高校生等奨学給付金受給申請書(別記第1号様式)
 - ・黒のボールペンではっきりと記入してください。

(記入例:10・11ページ)

(2) 住民票

- ・保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、
 - ・「<mark>続柄</mark>」が記載されていること
 - ·「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること
 - ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないこと
- ・発行日が申請日から3か月前までのもの
- (3) 保護者等全員の令和7年度の課税証明書等(令和6年中の所得に基づくもの)
 - ・市町村の窓口で発行される課税証明書等を添付してください。
- (4)在学証明書(別記第3号様式)
 - ・在籍する高等学校等に証明してもらってください。
- (5)振込口座の分かるもの(預金通帳の写しなど)
 - ・申請書に記載した、申請者本人名義の口座情報の分かるもの
 - ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記・カナ表記のいずれも必要)が確認できるようにA4サイズ用紙にコピー等してください。
- (6)扶養誓約書(別記第4号様式)

次に該当する方は、扶養状況を確認するため、提出が必要です。(記入例 12 ページ) 高知県高校生等奨学給付金受給申請書(別記第1号様式)の裏面【2.保護者等の収入の状況について】(2)⑤又は⑥に該当する方(専攻科生徒は、【2.生計維持者の収入の状況について】(1)③又は④に該当する方)

※ただし、高知県高校生等奨学給付金受給申請書(別記第1号様式)の裏面【2.保護者等の収入の状況について】(2)⑤に該当する方のうち、生徒が在学中に成人したことにより、18歳となる日の前日において親権者であった方については、提出不要です。

(7) 扶養親族申告書

扶養する子が3人以上いる世帯は、扶養状況を確認するため、提出が必要です。

記入例(受給申請書)

黒のボールペンではっきりと記入してください。(消せるボールペンは使用しないでください)

※記入例は、実際の申請書様式と異なる場合があります。

		コにく印を		記入した	∃付(7月1	∃以降)	
	↑ ○ 年 7 月 10 日						
つけてく	ください。(5	つ全て)	様	_			
	児童福祉法による児童入所施 高知県高校生等奨学給付金受給申請						
 	欠の5つの事項	「を必ず確認の上	·、 □にレ点を付	けてください	() ₀	□ (母子生活支援施設を除□ 入所中で、見学旅行費又	
	◆次の5つの事項を必ず確認の上、□にレ点を付けてください。 □ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。			」 入所中で、兄子脈行員文 - 育成費が措置されてい			
	•	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		 めに従いそのst			
	-	外の都道府県に高校					
	✓ この申請の対象					は特別育成費(母子生活支援施設の	
V	■	確認を行うことなど当				三等の就学支援金・学び直し支援金の 系機関に対する調査を実施することに	
すべ		7 2	犬況により記入	してくださ	さい(※7月/	~10 月入学の場合は入学日班	見在の状況)
等類	学給付金の受給を	た、申請します。 〒 780-99	0.0	フリガナ		コウチ カツオ	1
	申請者住所等	高知市〇〇)町99番地	申請者氏			
	T HIS ES ESTAT 14		ト101号室 1999 - 9999				
南	校生等との関係	親権者 その他(住所	fは、住民票と	同様に記載	なくだ 生計維	生年月日は、和暦で記載く	だ
		(ਹੈ।	١,		ます。) (さい。	
	金融機関名	店舗名	預金種別		座番号	口座名義	
	四国銀行	県庁支店	2 当座	0 1 2	3 4 5 6	コウチ カツオ 高知 勝男	
[1.5	対象となる高校生						 (通帳等) を
	フリガナ 氏名	コウチ	ジロウ 二郎	 生年月日	昭和 〇	年 A 4 サイズ用紙にコ	
		高知県立〇〇高				提出してください。	
在	学校の名称	国立 公立・					_
	学・学校の種類		·学科: ①高等学	#IV	1 0 0 W 1 b		-
a 学校	学校設置者の	州 県	高知 立学校の場合は、	町村 へへ	100番地		-
	在学期間	令和 〇 年 4 月	1 日 ~	年 月 日		学校の種類・課程・学科	-
		学校名 私 立 口口 高等 :		〇年 4 月 1 日 〇年 9 月 30 日	学校の種類・課程・ ①高等学校(5 制)		
福-	過去の高等学校等	学校名 立	~	F 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・	学科 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明	
	おける在学期間	学校名 立	~	F 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・		1
	現在在学	している学校り	l外で、過去に	高等学校等	順・課程・	学科 在学中に給付金を受給した回数	
	 在学して 	いた場合は、も	いれなく記入し	てください	0	なし 1回 2回 3回 4回 不明	

裏面に続く

- (1) <u>/</u>	生活化	隻者等の収入の状況について】 (保護法(昭和25年法律第144号)第 出します。			生活保護における高校生等本人		
	□ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる			かる記	(高等学校等就学費)措置世帯	の方は(1)に、	
 (2) {	<u> </u>				非課税世帯の方は(2)①~⑥の	のいずれか一つに	
1	V	親権者(両親)2名分		7	✓印をつけてください。 <u>─</u>		
2		親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う) ・離婚、死別等により親権者が1名の ・親権者が存在するものの、家庭の	の場合、		祉施設の長である場合は、その者を除 □7年7月1日時点で生徒が成人		
*成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任され ※未成年後見人が法人である場合又は財産に別 者を除く。 生徒が在学中に成人した場合で 18 歳となる日 の前日において親権者(両親)が2人存在する場合は、 は④、親権者が1名存在する場合は、⑤にレ印をつ						人存在する場合	
生徒の生計をその収入により維持している者(生徒が在学中に成人した場合で、成人する直 ない場合							
5		主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在 ・成人に達しているが主たる生計約		る場合	等		
6		生徒本人親権者、未成年後見人又は主た	る生計維持者のい	いずれ	も存在しない場合であり、成人に達して	ている場合 等	
(3) }	欠のヨ	理由により、課税証明書等を提出し	ません。				
		所得確認の対象が生徒本人(親権者 Fで道府県民税所得割及び市町村			Eたる生計維持者のいずれも存在しない どけの収入を得ていない場合	ハ場合) であるが、未	
(4) 言	果税	証明書等を添付する者の氏名及びな	生徒との続柄を記	記入して	ください。((3)の場合は,記載不要で	す。)	
		氏名	生徒との続柄		氏名	生徒との続柄	
	高知 勝男 父 高知 花子 母						
※ (※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。						
4	ていません。						
					ける高校生等本人に係る生業扶 D方は必ず□に∨印が必要です		

記入例(受給申請書) ※専攻科の生徒用

別記第1号様式(第6条関係)

記入した日付(7月1日以降)

令和 ○ 年 **7** 月 10 日

高知県知事(高知県教育委員会) 様

必ずご一読のうえ、□に✓印を

つけてください。(5つ全て)

S知県高等学校等専攻科奨学給付金

確認の上、□にレ点を付けてください。

この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

✓ この申請書に虚偽の記載があった場合は、高知県の求めに従いその全額を即

▼ 私は高知県以外の都道府県に高等学校等専攻科奨学給付金の申請は行っ

児童福祉法による児童入所施設 (母子生活支援施設を除く)に 入所中で、見学旅行費又は特別 育成費が措置されている場合 は、給付の対象外となります。

□ この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の生徒を除く))の支弁対象ではありません。

高知県高等学校等専攻科奨学給付金の支給要件の該当性等を審査するため、対象となる生徒の高等学校等専攻科修学支援金の受給資格等の確認を行うことなど当該給付金に係る事務処理上必要がある場合は、関係機関に対する調査を実施することについて同意します。

すべて令和7年7月1日現在の状況により記入してください(※7月~10月入学の場合は入学日現在の状況)

Г									
			₹ 780-9999	-	フリガナ		コウチーク	コツオ	
	申請者住所等		高知市〇〇町 ムムアパート		申請者氏名		高知	勝男	
			Tel (090) 999	99 – 9999	申請者生年月日	∃	昭和〇年5	月5日	
				注所は、住民雰	真と同様に言	己載くだ	生年月日	日は、和暦で記載	はくだ
			給	さい。			さい。		
	金	全融機関名	店舗名	預金種別	口座	番号		フリガナ 1座名義	
	(四国銀行	県庁支店	1 普通 2 当座	0 1 2 3	3 4 5 6	コウ 高知	チ カツオ	
 .	【1.対	 象となる生徒に ・ フリガナ		 ジロウ					
-						昭和	年 7	月 7 日	
		氏名	高知	二郎	1 1 7 1	平成	, ,), H	
			高知県立〇〇高等	 学校					
	1.	学校の名称	国立 公立・私	77.		1	記入した口唇	Eの情報(通帳等)を
	在学		学校の種類・課程・学	の種類・課程・学科: ①高等学校(専攻科) A4サイズ用紙にコピー					して
	する	学校の所在地	高知 都道	高知		〇〇番地	是出してくた	ごさい。	
	学 校	学校設置者の 名称	高知県 ※私立	学校の場合は、	学校法人〇〇	等			
		在学期間	令和 〇 年 4 月	1 日 ~ 年	月 日	:	学校の種類・課程	· 学科	
			学校名 高知県立口口高等 (修業年限: 2	学校 ~ 令和〇年	 4月1日 年9月30日	学校の種類・ ① 高等学校	(専攻科)	在学中に給付金を受給した回数なし 1回 2回 不明	
	過去	の高等学校等	学校名	年	月 日	学校の種類・		在学中に給付金を受給した回数	
	専攻科における 在学期間			 ,ている学校以 nた場合は、も	外で、過去に		等専攻科	なし 1回 2回 不明	
			(形术干燥)	+/					

[2.	生計	十維持者の収入の状況について】	(該当する□にⅠ	/印を付けてください。)		
(1) {	1)次の者の課税証明書等を提出します。 (1)①~④のいずれか一つにく印をつけてく					
1	① ▼					
2	② □					
3		主たる生計維持者1名分 父母が存在しない場合 等				
4	● 全様本人					
(2)貳	(2)課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。					
	氏名 生徒との続柄 氏名 生徒との続柄					
	高知勝男父高知花子母					

(1) ③又は④に該当する方の課税証明書を提出される場合は、扶養状況の確認のため、

扶養誓約書(別記第4号様式)の提出が必要です。

記入例(扶養誓約書)

別記第4号様式(第6条関係)

申請書に記入した日付(7月1日以降) と同じ日としてください。

令和 ○ 年 7 月 10 日

扶 養 誓 約 書

高知県知事(高知県教育委員会) 様

生徒や兄弟姉妹を扶養している保護者等 の住所・氏名を記入してください。

後者住所:高知市〇〇町99番地 ムムアパート101号室

兵養者氏名: **高知 勝男**

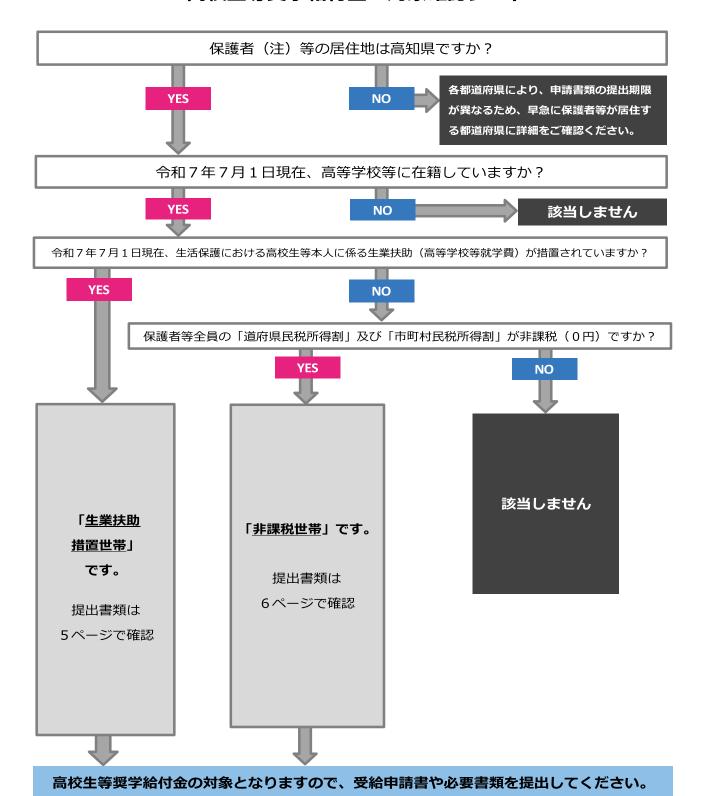
以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。 ★この誓約書の記載内容は、事実に相違ありません。

必ずご一読のうえ、□に✓印をつけてください。



参考(全日制・定時制・通信制)

高校生等奨学給付金 対象確認シート

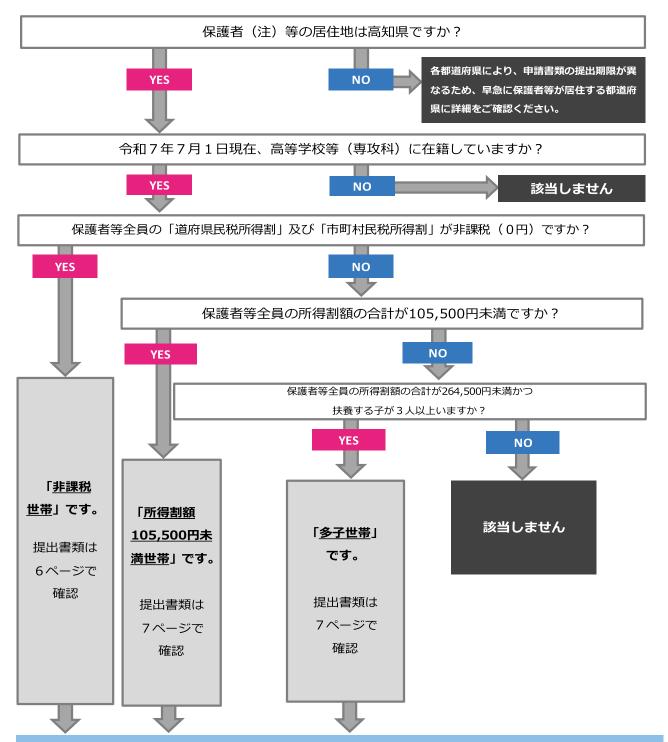


給付額について(年額)

	全日制	・定時制	通信制		
	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護受給(生業扶助措置)世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円	
非課税世帯	143,700円	152,000円	50,500円	52,100円	

⁽注) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)となります。

高校生等奨学給付金 対象確認シート



高校生等奨学給付金の対象となりますので、受給申請書や必要書類を提出してください。

給付額について (年額)

相が扱に ついて(十級)		
	專項	文科
	国公立	私立
非課税世帯	50,500円	52,100円
所得割額105,500円未満世帯	10,100円	10,420円
多子世帯 (所得割額264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯)	10,100円	10,420円

⁽注) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)となります。

よくあるお問い合わせ

奨学給付金の支給対象について

- Q: 今年度の課税証明書を確認したところ、均等割が課税されていました。この場合、奨学 給付金の支給対象となりますか?
- A: 奨学給付金は、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税となる場合に支給されますので、均等割のみ課税されている方についても対象となります。
- Q:保護者(親権者)のうち1名が海外赴任中で、日本国内に住所を有しないため、課税証明書等の提出ができません。この場合、奨学給付金の支給対象となりますか?
- A:海外赴任等で日本国内に住所を有しないことから、保護者(親権者)全員の課税証明書等を提出できない場合は、奨学給付金の対象外となります。

書類の提出が必要な保護者等について

- Q:保護者(親権者) 2名のうち1名は無職です。課税証明書等はそれぞれ提出が必要ですか?
- A:保護者(親権者)全員が非課税であることを確認する必要がありますので、2名分とも提出してください。
- Q:両親の収入に加え、同じ世帯の姉(22歳)も働いて収入を得ています。 姉の課税証明書等についても提出する必要がありますか?
- A:保護者等(親権者)の課税証明書等のみの提出でかまいません。
- Q:生徒本人が成人している場合、誰の課税証明書等を提出すればよいですか?
- A:原則として生徒本人(主たる生計維持者がいる場合は主たる生計維持者1名分)の課税 証明書等の提出が必要です。ただし、生徒が在学中に成人した場合で18歳となる日の 前日において親権者が存在しており、未成年の時点から申請の時点(令和7年7月1日 時点)まで生計を維持するものに変更がない場合は、親権者であった者(両親)の課税 証明書等を提出してください。

Q:両親は離婚し、親権は父にありますが、現在は母と生活しています。この場合、母が奨学給付金の申請をすることは可能ですか?

A: 奨学給付金の支給対象となる保護者等については、原則として親権者となります。 よって、この場合は父親が申請者となります。ただし、特別な事情により親権者の 書類提出が困難な場合は学校までお問い合わせください。

提出書類や支給額について

Q:複数の高校生等がいる場合、住民票や課税証明書等はそれぞれ原本の提出が必要ですか?

A: 高知県への申請の場合、コピーの利用が可能です。コピーした住民票等を提出する場合、 余白に「原本は○○高校 (生徒氏名)の書類に添付」と記入してください。

Q:生徒の保護者(親権者)は父親ですが、生徒を含む世帯全員が国民健康保険に加入しており、世帯主は生徒の祖父となっています。書類についてはどのように記入すればよいですか?

A: 奨学給付金の申請者は保護者(親権者)である父親となります。



きょうといきできょうをかい 高知家の教育

詳しくは、<u>生徒が在学している学校</u>または<u>下記の連絡先</u>まで お問い合わせください。

提出先・お問い合わせ先

●高校生等が国公立の高等学校等に在籍している場合

高知県教育委員会事務局 高等学校課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52 高知県庁西庁舎 TEL (088)821-4851 FAX (088)821-4547

●高校生等が私立の高等学校等に在籍している場合

高知県文化生活部 私学・大学支援課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52 高知県庁西庁舎 TEL (088)821-4690 FAX (088)821-4710